

令和6年度加古川市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者参入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市補助金等交付規則(昭和61年規則第30号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、令和6年度加古川市定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者参入促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類等)

第2条 補助金の種類、範囲及び補助率又は額は、別表第1及び第2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助申請者は、規則第5条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の返還)

第4条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第1号)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

3 補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表第1 (第2条関係)

補助金の種類	性質	事業費補助							
	目的	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に新たに参入する事業者を対象に、利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するため、事業者の参入障壁となっている人件費の一部を補助することにより、健全な事業者の参入促進を図り、もって長期・安定的に事業者を確保する。							
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護に新たに参入する事業者							
	対象となる経費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な人件費等(報酬、賃金、職員手当、共済費、通勤手当等)							
補助金の補助率又は額	補助率	定額							
	補助金の額	<p>・「補助対象経費」と「補助基準額」とを比較していずれか低い額とする。(ただし、予算の範囲内とする。)</p> <p>・1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>[補助対象経費] 事業者が指定日の属する月から起算して1年を経過する月までで、月末時点の利用者数が21人未満の月に支出した人件費から定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る介護報酬収入及び利用者収入を差し引いた額の合計額</p> <p>[補助基準額]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単独事業所の場合</td> <td>11,448千円</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム・介護老人保健施設併設の場合</td> <td>10,494千円</td> </tr> <tr> <td>サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合</td> <td>5,724千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	単独事業所の場合	11,448千円	特別養護老人ホーム・介護老人保健施設併設の場合	10,494千円	サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合
区分	金額								
単独事業所の場合	11,448千円								
特別養護老人ホーム・介護老人保健施設併設の場合	10,494千円								
サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム併設の場合	5,724千円								

別表第2（第2条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	定期巡回・随時対応サービスに新たに参入する全ての事業者を対象に、賃貸により事業所を開設する際の賃借料の一部を支援することにより、健全な事業者の参入促進を図り、もって長期・安定的に事業者を確保する。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護に新たに参入する事業者であって、賃貸により事業所を開設する事業者
	対象となる経費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の開設に必要な事務所に係る当該年度分賃借料（ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に必要な部分に限る。）
補助金の補助率又は額	補助率	2 / 3
	補助金の額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助対象経費 × 2 / 3（ただし、予算の範囲内とする。） ・ 1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 ・ 補助期間は開設から3年間(36ヶ月分)を限度とする。 ・ 補助金額は2,520千円を上限とする。

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

加古川市長 様

補助事業者

住所又は所在地

氏名又は団体名

印

(代表者氏名)

年 月 日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
補助金交付決定額			円
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額 ※1			円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額 ※2			円
補助金返還相当額 (※2の額から※1の額を差し引いた額)			円
添 付 資 料		1 補助金交付決定書の写し 2 補助金確定通知書の写し 3 その他（補助金返還相当額が分かる資料）	